

岩手県告示第304号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和元年9月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 諸葛川

2 指定区間

(1) 左岸 滝沢市卯遠坂2番5地先（県管理区間上流端）から雫石川合流点まで

(2) 右岸 滝沢市卯遠坂364番地先（県管理区間上流端）から雫石川合流点まで